

ここがこう変わる！

平成30年度 税制改正大綱のポイント

—個人所得課税、金融証券税制、
相続税・贈与税ほか
主な改正項目の要点解説

[執筆・監修]
税理士法人 柴原事務所



「平成30年度税制改正大綱」は、1月22日に開会した通常国会に「税制改正関連法案」として提出された。与党多数の国会情勢を考えると、年度内にそのまま成立する可能性が高い。個々の改正内容は本特集を読んでいただくとして、平成の30年を振り返りつつ、改正のポイントを考えてみたい。

1月22日から開会した通常国会に「税制改正関連法案」として提出された。与党多数の国会情勢を考えると、年度内にそのまま成立する可能性が高い。個々の改正内容は本特集を読んでいただくとして、平成の30年を振り返りつつ、改正のポイントを考えてみたい。

来るべき新時代に向か 所得税改革の方向性を示す

ファイナンシャル・プランナー 岡本英夫

のが図表である。着目してほしいのは平成元年当時の給与収入金額1000万円超の控除額。100万円を超える部分にはどこまでいつても5%が適用されていた。これが平成25年から1000万円超1500万円以下の部分を5%とし、1500万円超の控除額を245万円で頭打ちにした。平成28年は1200万円超で230万円、平成29年は1000万円超で220万円とし、今回の改正で

0万円となる。

「公的年金等控除」も平成32年からは、公的年金等の収入金額が1億円である。給与収入が1億円であれば、給与所得金額は9805万円。平成元年との差額は464・5万円にもなる。

高所得者層が負担増となる 個人所得課税の見直し

個人所得課税の見直しは「給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる」ことで行われる。

平成初期と今回の大綱にある見直し後の給与所得控除を比較した

この5年間とはNISA口座で投資を開始した年から5年目の12月末までのことをいう。というわけで本年公的年金収人は昭和62年までは給与所得とされ、老年者年金特別控除（78万円）後に給与所得控除額を適用して所得金額を求めていた。それが昭和63年から難所得となり、新設された公的年金等控除55万円が平成17年に廃止されたことにより、平成の時代を迎えたのである。公的年金等控除は、平成2年と平成17年に改正されたが、年金課税の強化という点では、65歳以上に適用されていた老年者控除55万円が平成17年に廃止されたことがポイントであつた。

この5年間とはNISA口座で投資を開始した年から5年目の12月末までのことをいう。というわけで本年公的年金収人は昭和62年までは給与所得とされ、老年者年金特別控除（78万円）後に給与所得控除額を適用して所得金額を求めていた。それが昭和63年から難所得となり、新設された公的年金等控除55万円が平成17年に廃止されたことにより、平成の時代を迎えたのである。公的年金等控除は、平成2年と平成17年に改正されたが、年金課税の強化という点では、65歳以上に適用されていた老年者控除55万円が平成17年に廃止されたことがポイントであつた。

NISAに対応 5年目を迎えた

金融証券税制

平成26年の導入時、NISAの非課税運用額は100万円で、非課税運用期間は5年間であった。

相続税・贈与税

今年も小規模宅地等の特例や一般社団法人に財産を移転した場合の相続税・贈与税の改正が行われた。平成元年の「法定相続人に関する税額の算入する養子の数の制限」、平成4年の「路線価の公示価格の80%

とが行き過ぎた租税回避行為に対する規制が行われてきた。資産家層と税務当局のイタチごっこは、尽きることはないのである。

今回の税制改正大綱は、今後の所得税改革の方向性も示している。所得控除改革や公的年金等控除か組織に属さないフリーランスや請負で働く人たちに配慮するとのことだが、それでも高所得者にとっては負担増となる方向である。

平成の終わりは1年後に迫つて来るべき新時代の税制はどうなるのか興味深い。

給与所得控除の比較

平成元年～6年の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円
162.5万円超 165万円以下	収入金額×40%
165万円超 330万円以下	収入金額×30%+ 16.5万円
330万円超 600万円以下	収入金額×20%+ 49.5万円
600万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+109.5万円
1,000万円超	収入金額×5 %+159.5万円

▶見直し後（2020年）の給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40% -10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20% +44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円